

地独評委第12号の2
平成30年3月28日

岐阜県知事 古田 肇 様

岐阜県地方独立行政法人評価委員会



意見書

地方独立行政法人岐阜県下呂温泉病院に係る業務方法書の変更の認可について、地方独立行政法人法第22条第3項の規定による岐阜県地方独立行政法人評価委員会の意見は、下記のとおりである。

記

平成30年3月27日付け下病第178号で地方独立行政法人岐阜県下呂温泉病院から岐阜県知事に対して申請のあった業務方法書の変更の認可については、認可することが妥当である。